

議案第 62 号

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例の制定について
鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例を次のように制定する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（平成 17 年鴨川市条例第 149 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 鴨川市立国保病院の施設を利用する者から徴収する使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）については、この条例の定めるところによる。

（使用料等を徴収する事項及び使用料等の額）

第 2 条 使用料等を徴収する事項及び使用料等の額は、別表のとおりとする。

（使用料等の減免等）

第 3 条 市長は、特別の事情により使用料等を徴収することが適当でないと認められる者に対しては、その一部を減額し、又はその全部を免除することができる。

2 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、使用料等を延納させ、又は分納させることができる。

（委任）

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 2 条関係）

使用料等を徴収する事項		使用料等の額
診療等	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定による定め及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下「診療報酬算定方法」という。）その他の法令等に算定方法の定めのある診療又は介護サービスであって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなるもの	診療報酬算定方法その他の法令等により算定した額（以下「健康保険等医療費」という。）
	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、國家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）又は地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の規定による療養の給付として行われる診療	健康保険等医療費に 100 分の 115 を乗じて得た額
	自動車（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第 2 項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療であって、健康保険法その他の社会	健康保険等医療費に 100 分の 200 を乗じて得た額

	保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外のもの	
	上記以外の診療	健康保険等医療費に 100 分の 150 を乗じて得た額
文書	死体検案書	1 通につき 6,600 円
	死亡診断書	1 通につき 4,400 円
	領収金額証明書（1 月分）	1 通につき 550 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 5,500 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常の程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 3,300 円
	上記以外の医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のものとして規則で定めるもの	1 通につき 1,100 円
	上記以外の医師の証明を要しない証明書	1 通につき 550 円
	訪問診療、訪問看護等に利用する自動車	片道 2 キロメートルまで 220 円 片道 2 キロメートルを超える部分につき 1 キロメートル増すごとに 110 円
病室	216 号室、217 号室、233 号室、234 号室、333 号室及び 334 号室	1 室 1 日につき 6,600 円
	316 号室及び 317 号室	1 室 1 日につき 4,400 円
	201 号室、202 号室、203 号室、214 号室、215 号室、218 号室、219 号室、220 号室、221 号室、232 号室、301 号室、302 号室及び 332 号室	1 室 1 日につき 3,300 円
	テレビ及び冷蔵庫	1 組 1 日につき 330 円
	その他	原価又は実費を基礎として市長が別に定める額

備考

- 1 診療等に係る使用料等であって、消費税法第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されないこととなる診療等以外のものについては、上記の額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- 2 本市に住所を有しない者が利用する場合の病室の使用料（テレビ及び冷蔵庫の使用料を除く。）は、上記の額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる診療等、施行日以後に交付する文書、施行日以後に行われる訪問診療等に係る自動車及び施行日以後に利用する病室の使用料等について適用し、施行日前に行われた診療等、施行

日前に交付した文書、施行日前に行われた訪問診療等に係る自動車及び施行日前に利用した病室の使用料等については、なお従前の例による。